



「子どもふれあいスクール」の参加にあたって

～保護者のみなさんへ～

◆「預かる」事業ではありません。

「子どもふれあいスクール」は、お子さんをお預かり（保育）する場ではありません。多くの子どもたちが自主的に活動する居場所の提供がーのけがなどに備えて運営主任を中心に数名のボランティアスタッフを配置し、子どもたちの活動を見守っています。

※ボランティアスタッフは、運営ボランティア・事業ボランティア等、子どもたちの健やかな成長を願う保護者や地域の協力者です。



◆ご家庭でしっかりと話し合ってください。

「子どもふれあいスクール」に参加する日や帰宅する時間など、ご家庭で決めてください。（開催日はおたより等で確認ください。）お子さんには参加の約束を守り、スタッフの言うことをよく聞いて活動するように、お話ししてください。また、参加する場合はパスポートを持たせてください。

※「ふれあいスクール」でどんなことをやったかなどお子さんとの話題に加えていただきたいと思います。



◆中止することがあります。

学校行事や天候等により、実施時間を変更したり、中止したりすることがあります。また、台風やかぜの流行等により、急きよ子どもたちが一斉下校する場合は、活動が中止となることもあります。お子さんが急に帰宅することになりますので、その際の対応についてご家庭で決めておいてください。



楽しいイベントの様子



ボランティアのお願い

「子どもふれあいスクール事業」の運営には、多くのボランティアのみなさんの力が必要です。地域の方々、保護者の方々、大学生や高校生、中学生等、多くのみなさんからボランティアとして協力していただいています。ボランティアのみなさんお一人お一人の直接のお声かけによりボランティアの輪がどんどん広がっていくことを期待しています。また、スタッフの方々子どもたちとのふれあいも大切ですが、スタッフさん同士の横のつながりも大切にしていきたいと考えています。みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

**未来を担う子どもたちをみんなで育てよう！
ほかの誰でもない、あなたの力が必要です。**

※新潟市子どもふれあいスクール事業の詳しいことについては、下記までお問合せください。

新潟市教育委員会 地域教育推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL 025-226-3277
FAX 025-230-0421

(令和2年1月 第7版発行)

新潟市

子どもふれあいスクール事業



- ❖ 子どもたちに安心・安全な遊び場を！
- ❖ 子どもたちに地域の大人を含め、異年齢の交流を！
- ❖ 地域ぐるみで、子どもたちの健全育成を！

新潟市教育委員会
地域教育推進課

事業概要 「子どもふれあいスクール事業」は、各校PTAと教育委員会が共催で進めている事業です。平日の放課後や土曜日の午前中に、子どもたちが学年の違う友だちや卒業した中学生など異年齢の子どもたちと遊んだり、地域の大人と交流したりすることを通して、子どもたちの自主性や創造性、社会性などを育むことをねらいとしています。

1. どんな活動をするの

子どもたちの自由遊びが原則です。体育館や特別教室、余裕教室を利用して、子どもたちに様々な活動ができる場を提供します。

体育館では…

- ・鬼ごっこ
- ・なわとび
- ・竹馬
- ・フラフープ
- ・一輪車
- ・ボール遊び
- ・フリスビー
- ・卓球
- ・バドミントン 等



特別教室や

余裕教室では…

- ・工作
- ・おりがみ
- ・オセロ
- ・トランプ
- ・かるた
- ・あやとり
- ・編み物
- ・ボードゲーム
- ・読書
- ・宿題 等



2. いつ活動をするの

週 1～3 回実施します。

- 平日の放課後 ～16:45
- 土曜日の午前中 9:00～11:45
(実施曜日や回数、時間は、学校と相談して決めます。)
(日曜日、祝日は実施しません。)

3. 参加できるのは

- その学校に在籍している子ども
- 子どもの保護者（保護者引率の未就学児）
- 校区内在住で、子どもと一緒に活動できる大人
- 子どもたちの活動をサポートする目的で参加する中学生、高校生、大学生、専門学校生

4. 誰がお世話をするの

保護者や地域の大人から協力いただいて、子どもたちの様子を見守ったり、一緒に活動していただいたりします。実際には、次の方々です。

- ◇運営主任……………活動の中心となって、計画を立てる。
学校との連絡調整を図る。
当日のスタッフに指示を出す。
子どもたちの活動を見守る。
- ◇運営ボランティア…運営主任を補助し、子どもたちの活動を見守る。
子どもたちの遊びに加わる。(原則は安心・安全な見守り)
- ◇事業ボランティア…イベント等を企画した時に、子どもたちに遊びや活動を教える。
(外部講師の活用も可)



5. 中心となる組織は

各実施校では、PTA、地域、学校、教育委員会から構成する「子どもふれあいスクール運営委員会」を組織して、活動方針、活動内容等について話し合い、充実した運営に努めています。また、子どもふれあいスクールへの協力者を募ったり、課題を検討したりしています。運営委員長が招集し、毎年必ず1回は開催しています。

普段運営にあたっている運営主任を中心としてボランティアのみなさんと一緒に定期的にスタッフ会議を開催し、子どもたちの遊びのルールや問題等を話し合い、みんなで共通理解を図って運営にあたっています。



6. 子どもふれあいスクールを開設するには

PTAが趣旨や目的をよく理解した上で、開設に向けて主体的に準備を進めていくことが大切です。ご希望があれば教育委員会職員が説明に伺います。

毎年、希望調査を行い、希望のある学校から順次開設します。

- ① 次年度事業について通知・説明 (10月～11月)
- ② 希望調査実施 (10月)
- ③ 希望確認、現地調査、聞き取り調査 (12月)
- ④ 開設校決定 (翌年2月)
- ⑤ 学校・PTA説明 (4月)
- ⑥ 開設準備会 (5月)
- ⑦ 子どもふれあいスクール運営委員会設置 (5月)
- ⑧ 運営ボランティアの募集 (5月～)
- ⑨ 子どもふれあいスクールオープン (6月～9月)

※()内の月は、オープンまでの大まかな目安です。

7. 放課後児童クラブ(ひまわりクラブ)とどう違うの

ねらい、実施方法が異なります。現時点では次のような違いがあります。(子どもふれあいスクールとひまわりクラブがそれぞれの良さを生かしながら連携して活動をすすめているところもあります。)

ふれあいスクール		放課後児童クラブ(ひまわりクラブ)
健全育成と地域教育力の活性化	ねらい	児童の健全育成
小学生全員	対象	登録している小学生
週1～3回程度	日時	日曜・祝日を除く毎日
無料	負担	月額利用料+実費
PTAや地域のボランティア (運営主任1名とボランティア数名)	スタッフ	放課後児童支援員+補助員 (登録児童数によって配置)

8. 活動中のけがの対応は

子どもふれあいスクール活動中は、教育委員会の管理下になります。活動中の事故やけがについては、次のような制度が適用されます。

- 参加児童 → 団体総合補償制度費用保険
- PTA参加者や保護者同伴の未就学児 → 団体総合補償制度費用保険
- 地域の参加者 → 団体総合補償制度費用保険
- ボランティアスタッフの場合 → 市民活動保険

9. 参加しての感想は

<子どもたち>

- 「いろいろな遊び道具があって楽しい」
- 「普通の学校ではできない遊びもできる」
- 「ふれあいスクールだとたくさんの人と遊ぶことができうれしい」
- 「学年の違う友だちができた」「地域の人からいろいろなことを教えてもらった」



<保護者>

- 「ボランティアさんが見てくれているので安心だ」
- 「学年の違う友だちや地域の方と遊ぶことができるのは親としてうれしい」
- 「いろいろな体験活動を通して、子どもが成長している」
- 「町で地域の人に会うとあいさつするなど、子どもが積極的になった」
- 「家や学校とは違ってたくさんの人とかかわる子どもの姿を見ることができてうれしかった」



<運営ボランティア>

- 「子どもからいつも元気をもらっている」
- 「子どもの成長を見守ることができてうれしい」
- 「町で子どもたちに声を掛けられるようになった」
- 「地域の子どもの関心が高くなった」
- 「スタッフ同士が仲良くなり、地域の中に知人も増えた」

